

議 事 概 要

◎ 所管事務調査における参考人招致について

1 参考人招致の日程

- ・ 12月18日午前10時より委員会を開会し、参考人からの意見聴取及び質疑を行うことで各会派了承。
- ・ 以上、協議した内容を、当日の委員会の開会冒頭に諮る。

2 説明聴取・質疑時間等

- ・ 意見聴取時間は概ね40分、質疑時間は概ね60分とすること、各会派の質疑時間については、昨年度の時間配分方法に準じ、基礎時間10分を一律配分したうえで、委員長を除き1人あたり3分を乗じた時間を基礎時間に加算。答弁時間を含めた各会派の質疑時間を、維新28分、公明16分、未来13分とすることで各会派了承。
- ・ 質疑の範囲は、参考人の発言の範囲内。
- ・ 質問順位は、多数会派順。複数人が所属している維新及び公明については、会派の質問持ち時間内であれば、複数人による質疑が可能。
- ・ 理事者の取扱いについては、従前どおり、申し出があれば関係者のみ傍聴を許可。